

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(三九六・能代保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(三九七・能代保健所).....	1
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(三九八・水産漁港課).....	1
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(三九九、四〇〇・商工業振興課).....	2
道路区域の変更(四〇一・道路環境課).....	3
建築基準法による道路位置の指定(四〇二・鹿角地域振興局建設部).....	3
開発行為に関する工事の完了(四〇三・仙北地域振興局建設部).....	3
生活保護法による施術者の指定(四〇四・福祉政策課).....	4
公告	
特定非営利活動法人定款変更の認証の申請(県民文化政策課).....	4
土地改良区の管理規程の認可(農地整備課).....	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	5
土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部).....	5
県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部).....	6
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿地域振興局農林部).....	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	6

告示

秋田県告示第三百九十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
能代循環器科病院	能代市通町一番二十三号	平成十五年四月三十日

秋田県告示第三百九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
能代循環器科クリニック	能代市通町一番二十三号	平成十五年五月一日

秋田県告示第三百九十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があつたので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

届 出 事 項	加入区	漁業協同組合の名称	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 男鹿市北浦北浦字北浦七十二番地の一 浜野 勇吉 男鹿市北浦北浦字忍田八十六番地 田沼 兼秋	北浦港	秋田県漁業協同組合	平成十五年五月二十三日から同年六月六日まで	男鹿市北浦北浦字忍田百五番地 秋田県漁業協同組合北浦総括支所
秋田市飯島緑丘町二番二十二号 細谷 金太 秋田市土崎港北七丁目一番八号 銭谷 茂	秋田市北	秋田県漁業協同組合	平成十五年五月二十三日から同年六月六日まで	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合

秋田県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新仁賀保店
由利郡仁賀保町平沢天ヶ町八十二番地外
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十五年五月十四日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 仁賀保町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十五年五月二十三日から同年六月二十三日まで

秋田県告示第四百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)拠点センター
秋田市中通七丁目十三番外
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十五年五月十六日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 秋田市役所 商業観光課
 縦覧期間
 平成十五年五月二十三日から同年六月二十三日まで
- (二) 道路の種類
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年五月二十三日
- 秋田県告示第四百一号
- 秋田県知事 寺田典城

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	横手東由利線	横手東由利線	横手東由利線	平鹿郡雄物川町会塚字田中一〇九番地先から沼館字高畑二六五番一 地先まで	平鹿郡雄物川町会塚字田中一〇九番から沼館字高畑二六五番一地先 まで	一一・〇〇〇〇～一七・〇〇〇〇	二・〇〇〇〇
	横手東由利線	横手東由利線	横手東由利線	平鹿郡雄物川町会塚字田中一〇九番から沼館字高畑二六五番一地先 まで	平鹿郡雄物川町会塚字田中一〇九番から沼館字高畑二六五番一地先 まで	一一・〇〇〇〇～二九・五〇〇〇	二・〇〇〇〇

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年五月二十三日から同年六月五日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年五月二十三日から同年六月五日まで
- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月二十三日
- 秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市八幡平字小山二百二十六番地一 島山 妙子	鹿角市八幡平字小山二百四十一番一、二百五十四番の内、二百五十九番の内、二百七十八番の内	四六・六八メートル	六・二〇〇〇～六・八二メートル	平成十五年五月十五日

- 秋田県告示第四百三三号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年四月二十五日付け指令仙建 二十八 六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年五月二十三日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大曲市黒瀬町一番十五 三三三
 三光不動産株式会社 代表取締役 小川 邦 則
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

大曲市丸の内町百四十一番の一

秋田県告示第四百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

氏名	戸嶋昌彦	住所	大曲市花園町二十番二号	施術所の名称	あず整骨院	施術所の所在地	大曲市花園町二十番二号	業務の種類	柔道整備	指定年月日	平成十五年四月二十三日
----	------	----	-------------	--------	-------	---------	-------------	-------	------	-------	-------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

二ツ井町富根土地改良区から申請があった上堰頭首工管理規程について、次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年四月三十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
あきたパートナーシップ
 - 三 代表者の氏名
丸野内 胡桃
 - 四 主たる事務所の所在地
秋田市旭川南町二番五十七号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内に居住する市民に対して、まちづくりに関する研究・調査・啓発事業を行い、合わせて行政やさまざまな機関に対して活動に基づく提案等を行い、もって市民と行政との協働のまちづくりを通じて市民参加社会の構築に寄与することを目的とする。
 - 六 定款の変更内容
活動の種類と従たる事務所の追加
- 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により

- 一 認可年月日
平成十五年五月八日
- 二 上堰頭首工管理規程の概要
 - (一) 水位の制限
頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、標高二十三・〇六メートルを上限とし、標高二十一・五八メートルを下限とする。
 - (二) 水位の基準
頭首工の水位は、堤体(又は制水ゲート)に取り付けられた水位計の示度によるものとする。
 - (三) 計画取水量
かんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。
 (1) 五月一日から同月十五日まで 毎秒〇・〇七四立方メートル
 (2) 五月十六日から八月三十一日まで 毎秒〇・〇六〇立方メートル
 - (四) 取水量の測定
取水量の測定は、取入門の内側(幹線用水路)に取り付けられた量水標の示度によるものとする。
 - (五) 出水時の放流
頭首工の水位が標高二十三・〇六メートルを超えるときは、すべての制水ゲートを全開するものとし、頭首工の水位が標高二十二・八四メートルを超えたときは、取入水門を閉扉するものとする。

(六) かんばつ時の措置
 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高二十二・三四メートル以下となるおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

(七) その他
 管理者は、頭首工管理日誌を備え、上堰頭首工管理規程に定める事項について記録しなければならない。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡若美町土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名	南秋田郡若美町角間崎字家ノ下百五十八番地	児玉茂一
"	" 字岡見沢八十九番地十七	児玉長太郎
"	鷓木字鷓木二番地	三浦博之
"	" 字松木沢境三十四番地	渡部喜代文
"	松木沢字松木八番地	中田謙三
"	本内字虚空蔵下三十七番地	鈴木耕悦
"	福米沢字福米四十九番地	越前照義
"	" 字土花三十四番地	大越清昇
"	野石字野石五十番地	加藤清春
"	" 十五番地二	蓬田実
"	" 字宮沢八十三番地	畠山仁左衛門
"	" 五十三番地	佐藤利徳
"	" 字玉ノ池一番地三百二十二	鈴木昇
"	" 字秋ノ森十八番地二百	畠山吉勝
"	" 字西下八ツ面三十五番地	畠山新栄
二 就任理事の住所及び氏名	南秋田郡若美町角間崎字家ノ下百五十八番地	児玉茂一
"	" 字諏訪田十三番地五	佐藤正樹
"	鷓木字鷓木二番地	三浦博之
"	" 字松木沢境三十四番地	渡部喜代文
"	松木沢字松木八番地	中田謙三

三 退任監事の住所及び氏名	南秋田郡若美町本内字虚空蔵下三十七番地	鈴木耕悦
"	" 福米沢字福米四十九番地	越前照義
"	" 字土花三十四番地	大越清昇
"	野石字野石五十番地	加藤清春
"	" 十五番地二	蓬田実
"	" 字宮沢八十三番地	畠山仁左衛門
"	" 五十三番地	佐藤利徳
"	" 字玉ノ池一番地三百二十二	鈴木昇
"	" 字山崎四十二番地十六	西方文敏
"	" 字西下八ツ面三十五番地	畠山新栄
四 就任監事の住所及び氏名	南秋田郡若美町角間崎字岡見沢四十七番地二	進藤欣栄
"	福米沢字福米百一番地	中田誠喜
"	野石字山崎二十五番地	西方孝生
"	野石字山崎二十五番地	西方孝生

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 六郷町	完了年月日 平成十四年三月二十六日	
(一) 事業名	土地改良事業（北谷地地区基盤整備促進事業（農道整備））	
二 中仙町	完了年月日 平成十五年三月二十五日	
(一) 事業名	土地改良事業（上桜田（3）地区原単小規模土地改良事業（農道整備））	
(二) 備)		
(一) 完了年月日	平成十四年十一月十五日	
(二) 事業名	土地改良事業（田向（2）地区原単小規模土地改良事業（農道整備））	
三 神岡町	完了年月日 平成十四年十二月二十日	
(一) 完了年月日	平成十四年十二月二十日	

(二) 事業名 土地改良事業(山岸地区県単小規模土地改良事業(農道整備))
 西木村

(一) 完了年月日 平成十四年三月二十日

(2) 事業名 土地改良事業(西野地区基盤整備促進事業(農道整備))
 完了年月日 平成十五年三月十日

(2) 事業名 土地改良事業(古堀田地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))
 完了年月日 平成十五年二月七日

(2) 事業名 土地改良事業(寺村地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))
 完了年月日 平成十五年二月七日

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業(小路袋地区担い手育成基盤整備事業)

完了年月日 平成十五年三月二十七日

二 県営土地改良事業(辰ノ口地区担い手育成基盤整備事業)

完了年月日 平成十四年十二月二十六日

三 県営土地改良事業(碓地区担い手育成基盤整備事業)

完了年月日 平成十五年三月二十六日

四 県営土地改良事業(日暮地区担い手育成基盤整備事業)

完了年月日 平成十五年一月十六日

五 県営土地改良事業(駒場北地区ふるさと農道緊急整備事業)

完了年月日 平成十四年十二月十日

六 県営土地改良事業(宮林地区ふるさと農道緊急整備事業)

完了年月日 平成十四年十二月十日

七 県営土地改良事業(黒森地区一般農道整備事業(広域関連))

完了年月日 平成十四年十二月二十六日

八 県営土地改良事業(下黒土地区水田農業経営確立排水対策特別事業)

完了年月日 平成十五年三月十八日

九 県営土地改良事業(明通地区地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型))

完了年月日 平成十四年十二月二十五日

十 県営土地改良事業(長沼地区地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型))

完了年月日 平成十四年十一月十四日

十一 県営土地改良事業(関田地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十五年三月十四日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(桜沢地区県単小規模土地改良事業)計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十五年五月二十七日から同年六月二十三日まで

三 縦覧場所 横手市役所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

蛍光線分析装置 四式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年七月四日(金)

(四) 納入場所

県指定場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

<p>ページ 段 行 誤 正</p>	<p>正 誤</p>	<p>秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年五月二十三日(金)から同年六月二日(月)までの期間、随時交付する。</p> <p>四 入札執行の日時及び場所 平成十五年六月九日(月)午前十時 秋田県庁地下一階管財課入札室</p> <p>五 入札保証金 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。</p> <p>六 その他</p> <p>(一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(二) 入札の無効 規則第六十六條に規定するところによる。</p> <p>(三) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(四) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。</p> <p>(五) その他 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>平成十五年五月二日秋田県公報第千四百六十六号掲載の秋田県告示(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第</p>	<p>一 項の規定に基づき知事が定める額の一部改正(印刷誤り)</p> <p>一 下 一 三 一 休業保障</p> <p>一 休業補償</p>
------------------------	------------	--	--	---

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄